保険番号マスタ （島根県32）

番号	設定項目名 ＼ 制度名	乳幼児		福祉				松江市 乳幼児		松江市 福祉			松江市 精神助成	出雲市 乳幼児		出雲市 福祉			出雲市 精神助成	浜田市 乳幼児		浜田市 福祉		大田市 子ども
1	保険番号	190	290	191			291	390	350	391			121	490	590	491			221	690	790	591		450
2	法別番号	90	90	91			91	90	90	91			21	90	90	91			21	90	90	91		90
3	短縮制度名	乳児	幼児	マル福			福祉年少	マル乳	松江乳	マル福			精神補助	乳負無	出雲乳	出雲福祉			精補1／2	乳補助	浜田児童	浜田福祉		大田子
4	保険公費種別区分	7	7	7			7	7	7	7			7	7	7	7			7	7	7	7		7
5	法別番号チェック区分	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0			0	0	0	0		0
6	検証番号チェック区分	2	2	2			2	2	2	2			2	2	2	2			2	2	2	2		2
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2			2	2	2	2			2	2	2	2			2	2	2	2		2
8	公費主保区分	3	3	3			3	2	3	2			2	2	3	2			2	2	3	2		3
9	限定保険番号							190,290					021,191	190,290		191,291			021,191	290		191		
10	年齢（開始－終了）	0 － 18	0 － 6	0－999			0 － 19	0 － 6	0 － 18	0 － 999			0 － 999	0 － 6	6 － 18	0 － 999			0 － 999	3 － 6	15 － 18	0 － 999		6 － 18
11	点数単価	10	10	10			10	10	10	10			10	10	10	10			10	10	10	10		10
12	レセプト負担金額	1	1	1			1	1	1	1			1	1	1	1			2	1	1	1		1
13	レセプト請求（印刷）	2	2	2			2	3	2	3			3	3	2	3			3	3	2	3		0
14	レセプト記載	1	1	1			1	0	0	0			0	0	1	0			0	0	1	0		0
※	所得情報			本人	低所得	低年金	本人			本人	低所得	低年金				本人	低所得	低年金				本人	低所得	
15	外来負担区分	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
16	1回負担割合	10	10	10	10	10	10	0	0	10	10	10	0	0	10	10	10	10	5	10	30	10	10	0
17	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	1月院内上限額	1000	1000	6000	1000	1000	1000	0	0	6000	1000	1000	1000	0	1000	6000	1000	1000	0	1000	1000	6000	1000	0
22	1月院外上限額	1000	1000	6000	1000	1000	1000	0	0	6000	1000	1000	1000	0	1000	6000	1000	1000	0	1000	1000	6000	1000	0
23	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	入院負担区分	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	0	1	2	1	1	2
26	1回負担割合	10	10	10	10	10	10	0	0	10	10	10	0	0	10	10	10	10	0	10	0	10	10	0
27	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1日上限回数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	1月上限額	2000	2000	20000	2000	2000	2000	0	0	20000	2000	2000	1000	0	2000	10000	2000	2000	0	2000	0	20000	2000	0
32	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	食事療養費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1

（注）福祉医療と乳幼児医療とが競合した場合には福祉医療を優先するようです。 但し、乳幼児医療を優先した方が有利な助成となる場合には乳幼児医療を優先して良い。
なお、乳幼児医療と全国公費関連制度とは、全国公費を優先させてください。福祉＋27老人の登録患者に付いては、27老人の登録を優先して処理します。現在、乳児と幼児で制度は分かれていないので保険番号190をご使用ください。

乳幼児・福祉（県単）のレセプト記載について　主保険が1割、かつ、乳幼児・福祉（県単）の一部負担金（1割）が上限に満たない場合は、レセプト記載対象外となります。

★松江市

乳幼児

「マル乳」（0歳～就学前。患者負担はないですが、レセプト・請求書へは県制度の一部負担金額を印字するようです。保険番号190,290と併用してご使用ください）

「松江乳」（松江市等の制度です。適用年齢は市町村によって異なる為、0～18歳としています。患者負担なし。津和野町、浜田市、安来市、江津市、雲南市、美郷町等も同制度のようです。松江市高校生は保険番号190をご使用ください。） ※平成22年7月開始。

「マル福」（外来は1割で月上限12000円、入院は1割で月上限40200円） ※平成26年10月より県と同制度（保険番号191をご使用ください）

精神助成

「精神補助」（精神通院助成後の自己負担分を助成対象とします。専用の請求書での請求。カスタマイズをお願いします。） ※平成18年4月開始

※限定保険番号に「021」を設定すれば、「021」との併用時のみ保険組み合わせが出来るようなります。平成26年10月より福祉との併用もあるようです。

★出雲市

乳幼児

「乳負無」（自己負担がない場合にご使用ください。）

「出雲乳」（1割負担、上限が外来1000円／入院2000円【旧制度は外来5000円／入院10000円】）※平成22年12月より県と同制度（保険番号190をご使用ください）

※川本町、飯南市において県乳幼児公費の年齢の拡大助成を行っているようです。該当する場合はこちらをご使用ください。出雲市の保険番号は公費請求書等の帳票の印字対象としておりませんのでカスタマイズをお願いします。

精神助成

「精補1／2」（精神通院助成後の自己負担分の1／2を助成します。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。）

※システム管理マスター「2101　地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算（1）」タブー”精神通院医療費助成計算”の左側を「1」で設定を行ってください。

★浜田市

乳幼児

「乳補助」（3歳以上～就学前。窓口請求は上限が外来1000円／入院2000円ですが、レセプト・請求書への記載は県制度の一部負担金額となるようです。） ※平成21年5月開始

※限定保険番号に「290」を設定すれば、「290」との併用時のみ保険組み合わせが出来るようなります。県制度の保険番号にこの保険番号を組み合わせてご使用ください。

「浜田児童」（高校生が対象。外来は月上限1,000円の患者負担、入院は患者負担無し。国保はレセプト請求。小中学生は保険番号350をご使用ください。） ※平成23年7月開始、令和7年4月より制度変更

「浜田福祉」（窓口請求は上限が外来9000円／入院30000円等ですが、レセプト・請求書への記載は県制度の一部負担金額となるようです。） ※平成21年12月開始。平成26年10月より県と同制度（保険番号191をご使用ください）

★大田市

子ども

「大田子」（社保は通常公費請求書での請求ですが、大田市子どもはレセプト請求となるようです。該当の場合にご使用ください。福祉との併用の場合はレセプト請求とはならないようですので保険番号350をご使用ください。入院外来共に患者負担無し。）

※平成22年12月より乳幼児の制度変更（3歳以上も3歳未満と同一の患者負担へ変更。保険番号190と290は同制度となる）
※平成26年10月より福祉の制度変更。レセプト・福祉請求書の記載も変更（実際の患者負担の記載等）となる。